

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十三号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成十六年佐賀県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の統括本部の課中「情報・業務改革課」を「情報課」に改め、同項の経営支援本部の課中「総務法制課」を「法務課」に改め、

第四条第二項中「次の課」の下に「及びセンター」を加え、「用度管財課」を「総務事務センター」に改める。

第五条第一項第三号中「入札・検査センター」を「センター」に、「第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改める。

第六条の情報・業務改革課の分掌事務の第三号から第五号までを削り、同課の課名を「情報課」に改める。

第七条のくらしの安全安心課の分掌事務の第七号中「交通安全対策」を「交通・地域安全対策」に改め、同条の地球温暖化対策課の分掌事務を次のように改める。

地球温暖化対策の総合調整に関すること。

第七条の循環型社会推進課の分掌事務中第五号を削り、第四号を第十号とし、第一号から第三号までを六号ずつ繰り下げ、第七号の前に次の六号を加える。

- 一 環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- 二 公害に係る紛争処理に関すること。
- 三 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。

- 四 環境審議会及び公害審査会に関すること。
- 五 環境影響評価の指導及び審査に関すること。
- 六 環境影響評価審査会に関すること。
- 第七条の循環型社会推進課の分掌事務に次の一号を加える。
- 十一 環境保全に関して衛生薬業センターその他の試験研究機関との連絡に関すること。
- 第八条の生活衛生課の分掌事務中第十二号を十三号とし、第六号から第十一条までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
- 六 農林物資の品質表示の適正化に関すること。
- 第九条の新産業課の分掌事務に次のように加える。
- 十一 佐賀県立シンクロトロン光研究センターに関すること。
- 第九条の商工課の分掌事務の第三号中「伝統工芸品」を「伝統的工芸品」に改める。
- 第十条の水産課の分掌事務の第八号中「船舶及び」及び「並びに漁業無線」を削り、同条の林業課の分掌事務の第一号中「林業構造改革改善事業」を「林業・木材産業の構造改革」に改め、同課の分掌事務の第二号中「整備事業」を「整備」に改め、同課の分掌事務に次のように加える。
- 九 林業労働に関すること。
- 第十一条の見出し中「等」を「及びセンター」に改め、同条中「入札・検査センターの」を「センターの」に改め、同条の農山漁村課の分掌事務の第二号中「こと」の下に「(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)」を加える。
- 第十二条の見出し中「交通政策部」を「県土づくり本部交通政策部」に改める。
- 第十三条の総務法制課の分掌事務の第十二号及び第十三号を削り、同課の分掌事務の第十一号中「県が保有する」を削り、同号を同課の分掌事務の第十二号

とし、同課の分掌事務の第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同課の分掌事務の第三号の次に次の一号を加える。

四 訴訟事務の総括に関すること。

第十三条の総務法制課の課名を「法務課」に改め、同課の分掌事務の次に次のように加える。

資産活用課

一 公有資産の効率的な利活用の推進に関すること。

二 県有財産の取得、管理及び処分等の総括に関すること。

三 歳入政策に関すること。

四 本庁舎及び総合庁舎並びに職員宿舍等の維持管理に関すること。

五 庁内の取締り及び清掃に関すること。

第十四条（見出しを含む。）中「各課」を「の課及びセンター」に改め、同条の用度管財課の分掌事務中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加え、同課の課名を「総務事務センター」に改める。

一 集約した総務事務に関する施策の企画、調整及び推進並びにその事務処理に関すること。

第十五条の見出し中「等」を削り、同条中「入札・検査センター」を「センター」に改める。

第十六条の見出しを「（室）」に改め、同条中「情報・業務改革課に総務事務効率化センターを、」を削り、「新県立病院プロジェクト推進室」を「地域医療体制整備室」に改め、「センター及び」を削る。

第十八条第八項中「業務改革並びに」を削り、「掌理する」を「掌理し、及び業務改革の推進に関して、必要な助言を行う」に改め、同条第十項中「県立病院好生館の移転及び運営形態に係る計画の策定」を「医療」に改める。

第十九条第二項中「新型インフルエンザ対策総括監を」の下に「、くらし環境本部に消費者行政総括監を」を、「雇用対策総括監を」の下に「、経営支援本部に人材育成総括監を」を加え、同条中第九項を第十一項とし、同項の前に次の一項を加える。

10 人材育成総括監は、上司の命を受けて、人材の育成及び組織風土並びに業務改革の推進に関する事務を掌理する。

第十九条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 消費者行政総括監は、上司の命を受けて、消費者行政に関する事務を掌理する。

第二十一条第二項中「、経営支援本部に歳入政策監を」を削り、同条第三項中「入札・検査センター」を「センター並びに室」に、「総務事務効率化センター及び室に参事及び技術監を、情報・業務改革課」を「情報課」に、「県土づくり本部企画・経営グループに建設政策監」を「生産者支援課に団体検査・指導監」に改め、同条第五項中「入札・検査センター長」を「センター長」に、「入札・検査センターの」を「センターの」に改め、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項及び第十一項を削り、第十二項を第九項とし、第十三項から第十八項までを三項ずつ繰り上げ、第十九項を第十七項とし、同項の前に次の一項を加える。

16 団体検査・指導監は、上司の命を受けて、農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事務を掌理する。

第二十二条第五項中「入札・検査センター副センター長は、入札・検査センター長」を「副センター長は、センター長」に改め、同項第一号中「入札・検査センターの」を「センターの」に、「入札・検査センター長」を「センター長」に改め、同項第二号中「入札・検査センター長」を「センター長」に改め、同

- 3 旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成十八年佐賀県規則第八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表中「統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長」を「出納局総務事務センター長」に改める。
（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則の一部改正）
- 4 共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成十九年佐賀県規則第六号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表及び第八条第三項中「統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長」を「出納局総務事務センター長」に改める。
（児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正）
- 5 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則（平成十九年佐賀県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表中「統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長」を「出納局総務事務センター長」に改める。
（報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部改正）
- 6 報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則（平成十九年佐賀県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表中「統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター長」を「出納局総務事務センター長」に改める。
（佐賀県公報発行規則の一部改正）
- 7 佐賀県公報発行規則（昭和五十五年佐賀県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条から第八条までの規定中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第九条第一項中「、総務法制課」を「、法務課」に、「総務法制課長」を「法務課長」に改め、同条第二項中「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第十条中「総務法制課の」を「法務課の」に、「、総務法制課」を「、法務課」に、「総務法制課長」を「法務課長」に改める。

第十三条中「総務法制課」を「法務課」に改める。

(佐賀県庁舎管理規則の一部改正)

8 佐賀県庁舎管理規則(平成十八年佐賀県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務法制課長」を「資産活用課長」に改める。

(佐賀県財務規則の一部改正)

9 佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「入札・検査センター」を「センター」に、「組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改め、同条第四号中「入札・検査センター」を「センター」に改め、「、総務事務効率化センター長(歳出予算の執行限度額指示を受けた予算に関する事務を行う場合に限る。)」を削り、同条第五号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第六号中「、歳入政策監」を削り、「入札・検査センター副センター長」を「副センター長」に改め、「、総務事務効率化センター長(歳出予算の執行限度額指示を受けた予算に関する事務を行う場合にあっては、総務事務効率化センター副センター長)」を削り、「新県立病院プロジェクト推進室長」を「地域医療体制整備室長」に改める。

第九十七条第三項中「用度管財課」を「資産活用課」に改める。

第四百四十五条から第四百四十六条の二までの規定中「用度管財課長」を「総務事務センター長」に改める。

別表第一の11の項中「用度管財課」を「総務事務センター」に改め、同表の注の5中「用度管財課長」を「総務事務センター長」に改める。

別表第五の6の項中「用度管財課」を「総務事務センター」に改める。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

10 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条第三号中「入札・検査センター」を「センター」に改め、「教育委員会事務局」の下に「の企画・経営グループ及び課」を加え、「組織規則第二十五条第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第二十五条第一項」を「人材育成総括監及び同項」に改める。

第三条第一項中「出納局長」を「経営支援本部長」に改め、同条第二項及び第三項第十一号中「用度管財課長」を「資産活用課長」に改める。

第五条第一項中「用度管財課長」を「資産活用課長」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「用度管財課長」を「資産活用課長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十七条中「出納局長」を「経営支援本部長」に改める。

第三十八条から第四十条までの規定中「用度管財課長」を「資産活用課長」に改める。

別表第一中「出納局長」を「経営支援本部長」に改める。

別表第二中「出納局長」を「経営支援本部長」に、「用度管財課長」を「資産活用課長」に改める。

(物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則の

一部改正)

11 物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則

(平成二十一年佐賀県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「用度管財課長」を「総務事務センター長」に改める。